

# 別府の行政事情 (明治後期二)

大野 保治

## 一 町村制の施行と別府五村

明治二十二年(一八八八)四月一日に公布され、一年後の施行を目指した「町村制」は、近代国家にふさわしい地方制度として明治憲法制定直前に登場した。

しかし、その区割りは、伝統的な農村の共同生活村の実情を無視(軽視)して、ただ統治の形式を整えるだけの「行政村への改革」に過ぎなかった。

町村制施行時の明治二十二年、別府地区では、同八年に田野口村を合併して成立した浜脇村と、同じく朝見村を合併した別府村以来の二村のほか、のち昭和期に別府市に合併する石垣村、朝日村、御越村(おごし)(のち御越町、さらに亀川町に改称)の三方村がこの時、新たに編成されたのであった(別表参照)。

### (1) 別府村から別府町へ

町村制施行の明治二十二年四月時、別府村の戸数は一、〇三三戸。翌二十三年次調査では戸数一、〇六〇戸、人口は四、六七七人。村役場の位置は北町、村長は高倉駒太(別府築港に活躍した定三の実弟)。四年後の同二十六年四月に町制を布き「別府町」となる。この時の戸数は一、一〇五戸、人口は四、八八二人。初代町長は高倉がこれを引き継いだ。

### (2) 浜脇村から浜脇町へ

別府村(町)と並んで覇を競う形の浜脇村は同二十二年時、戸数は六六三戸。翌二十三年次調査で、戸数は六

七六戸、人口は三、二〇八人。村役場の位置は湯ノ上、村長は矢田直策。町制施行は、別府と同じく同二十六年四月。初代町長は、のちに速見郡長を務める長澤常山（日出藩士出身）。同年七月から、医家出身の河下四郎がこれを引き継いだ。

(3) 別府三村——石垣村、朝日村、御越村

石垣村——別府村を取り巻き広範な地域を占める石垣地区は、これまでの立石村、東山村、南石垣村、北石垣村の四カ村が合併して新「石垣村」として再編成され成立をみた。戸数は六三三戸、人口は二、九六一人。村役場は南石垣の地に置く。村長は不詳。

朝日村——町村制施行に先立って同十七年、鶴見村と合併した鉄輪村は、町村制施行を機に村名を「朝日村」に変更した。戸数は四〇七戸、人口は三、〇五三人。村役場は鉄輪皆口に置く。村長は辻一枕（日出藩士出身）。

御越村——石垣・朝日両村に隣接し、別府内灘五村（いずれも内灘一七カ村に所属）のうち最北西部に位置する

御越村は、これまでの亀川村、内竈門村、野田村の三カ村を合併して成立した。戸数は六二六戸、人口は三、三四人。村役場の位置は亀川村の地、村長は不詳。御越村は、のち同三十四年十一月町制を布き「御越町」、さらに大正十四年に「亀川町」に改称した。

以上の別府三カ村の成立と歴史については、郷土史家の安部殿氏（故人）執筆の『別府市誌』（昭和四十八年刊）に詳しい（第二編第二章）。

(4) 別府・浜脇両町（村）の財政事情

明治十一年（一八七八）制定の府県税規則（三新法では、地方税は府県税と民費に大別されていた。

同年十一月一日、大分県（香川真一県令）では、民費（町村税）として各町村の戸長給と附属給（町村事務に従事する吏員の人件費）を定めた。

別府村	戸長（年額）	七二円	附属給	一六八円
浜脇村	同	六〇円	同	一一七円

財源確保のための課税基準は、戸別割りで二戸当り一

○錢、また地租は評価額の二〇分の一であった（明治前期(六)の拙稿参照）。

ところで、「町村制」施行の同二十二年次の別府村財政は、およそ次のとおりであった（浜脇村省略）。

別府村 歳入 — 一六〇一円六四錢

歳出 — 一六〇〇円二八錢七厘

明治十一年当時の別府村財政（官定政費）が僅か二四〇円であったから、これは破格の飛躍であったといえよう。それが別府・浜脇両町の合併時、同三十九年次歳計（歳入・歳出の総計）では実に五万五二五円五二錢にも達している。

このことは、別府町の人口が中津・臼杵等の城下町を抜き、県都大分に次ぐ躍進（県下第二位）と同じく、経済的地位の向上をいかななく物語るものであった。つづいて躍進する泉都、別府町の温泉事情と接客営業の賑わいを見ていくことにしよう。

別府村長・町長の氏名と在職期間

氏名	就職年月	退職年月
(村長) 高倉 駒太	明治二十五年五月	同二十六年五月
(町長) 高倉 駒太	二十六年五月	二十七年三月
(同) 植木岸太郎	二十八年二月	三十二年二月
(同) 植木岸太郎	三十二年二月	三十六年二月
(同) 友岡 正臣	三十六年二月	三十八年六月
(同) 日名子太郎	三十八年七月	三十九年三月

浜脇村長・町長の氏名と在職期間

(村長) 矢田 直策	明治二十二年七月	同二十四年六月
(同) 長澤 常山	二十四年六月	二十六年七月
(町長) 河下 四郎	二十六年八月	三十年七月
(同) 河下 四郎	三十年九月	三十一年三月
(同) 山田 三郎	三十一年三月	三十三年六月
(同) 左甲斐祐治	三十三年九月	三十七年九月
(同) 浜崎 丑治	三十七年十月	三十九年三月

別府町長（合併後）の氏名と在職期間

明治三十九年四月 別府・浜脇両町合併

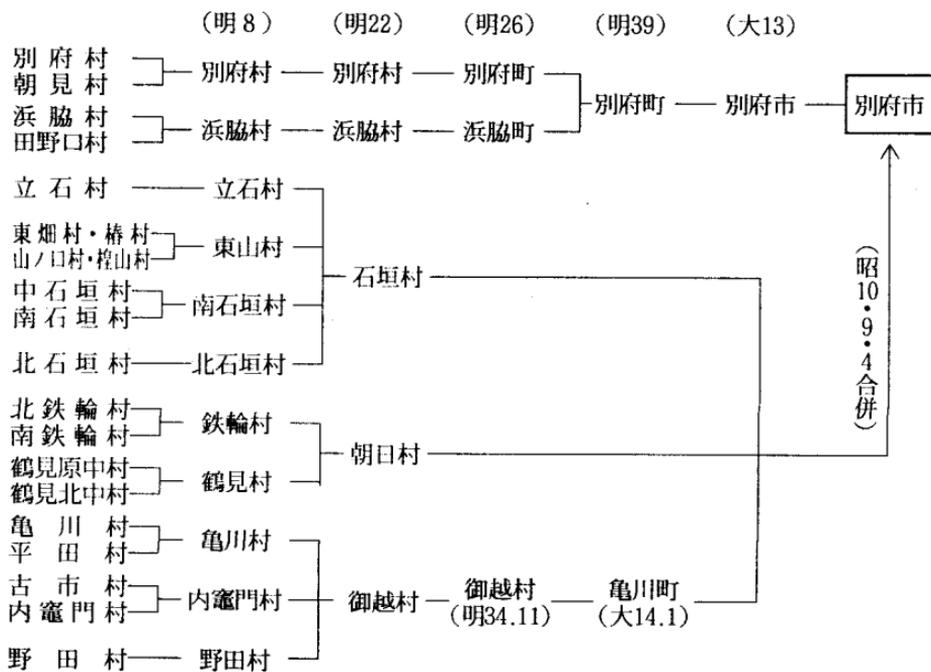
氏名	就職年月	退職年月
日名子 太郎	明治三十九年七月	明治四十三年七月
吉田 嘉一郎	" 四十二年八月	大正 三年八月
磯冲 菊蔵	大正 三年九月	" 七年六月
武田 綾太郎	" 七年六月	" 十年六月
佐藤 綱五郎	" 十年六月	" 十三年三月

（以上昭和八年刊『別府市誌』）

※大正十三年四月 市制施行

※昭和十年九月四日 従来の別府市は石垣村・

朝日村・亀川町と合併



## 二 温泉利用の推移と温泉の取締規則

### (1) 明治後期の温泉利用の概況

△別府 湯の町 湯川に湯灌(アリヤサ)一夜

千両のお湯が湧く……

豊後、別府は「お湯」でもつ。温泉あつての別府だが、その利用の実情なり秩序はどう変つていったのであらうか(明治初期のそれは、明治前期)——本誌創刊号の拙稿を参照して頂きたい。

— 古来「自然に湧き出る湯は皆のもの」とする意識に支えられ、自然湧出の源泉や共浴舎、温泉利用の社会関係などすべては村集団の支配下に置かれ、地域住民と外来の湯治客とで仲よく利用し会つていた(伝統的な利用形態、自然権的な総有温泉)。

徳川期(それ以前)から渾々(こんん)と湧き出る湯の街、別府村には、靈験あらたな弦月泉(通称東ノ湯)乾液泉(竹

瓦ノ湯)清華泉(西ノ湯)薬師湯、楠湯など街の共浴場は、前節に述べた「町村制」の施行により、時代の進展の中で町営温泉として再編成され、公営化されていったのである。

だが、一方では、宅地内に湯が湧くいわゆる「内湯」をもつ家も少数ながらあつた。

例えば、享保年間まで別府惣庄屋(別府村など内灘四カ村の庄屋)を勤めていた堀家の血を引く米屋(堀禮蔵)、村一番の富豪・煙草屋(荒金猪六)、のちに別府町長となる府内屋(日名子太郎)をはじめ、入湯旅籠(はたご)の国東屋・佐伯屋・中津屋・豊前屋・天満屋・若松屋など十数戸に過ぎなかつた(明治二十一年別府村調査、昭和八年刊『別府市誌』)。

温泉利用の法(慣習法)秩序は、このように伝来の湧出泉を中心とした地域集団の利用と、掘削技術の開発(上総掘り、同十八年頃)による近代法的な個別の利用との、いわば二重構造の上に形成されていた。

この二つの異なる温泉利用権——前近代的温泉権と個人が支配管理する近代的温泉権——との対抗・競合関係の中

で温泉町の歴史が展開していく(史的展開)。こうして国家法の次元で、温泉の権利や利用の近代化に貢献したのが明治三十一年公布の「明治民法」であった(川島武宜他編著『温泉権の研究』)。

さて、前者の温泉利用の主体であった地域集団は、社会構造の変遷から解体を余儀なくされ、これに代わって個人中心の近代的な温泉権(民法第二〇六・二〇七条など)がしだいに優位に立つ。全国の温泉地に見られたこのような支配的傾向は、また時代の趨勢(温泉の近代化)でもあったのである。

明治末期(四十四年)別府町調査の次の資料は、当時の実情を如実に物語っている。

○町有源泉 二四個 (内訳) 自然湧出 七

突湯 一七 浴槽総数 一〇四

○個人有源泉 五六九個 (同) 自然湧出 一〇

突湯 五五九 浴槽総数 七一四

温泉利用をめぐる世情を憂慮した別府町では、同四十二年六月「温泉係」(のち温泉課)を設置し、町として温泉行政に本格的に取り組み始めた。

こうして町による温泉管理の法制化が進み、町条例として高等温泉取締規則、入湯人待遇法(要綱)、海岸砂湯管理規則などを定めるとともに温泉組合がつくられるなど、温泉行政もしだいに軌道に乗っていった。

## (2) 大分県と鉱泉取締規則

大分県でも県下の温泉場、とりわけ別府温泉を対象に「鉱泉取締規則」(明治四十四年六月五日 県令第三二号)を制定し、温泉行政を県警察部の公権力の下に置いたのであった。

ここで、本県の当該取締規則のうち、主要な条文若干を掲げてみよう。

### 大分県鉱泉取締規則

第一条 鉱泉ヲ穿掘スルモノ、若ハ鉱泉ヲ利用シテ左

記ノ事業ヲ為スモノハ、総テ本則ニ拠ルベシ

一 鉱泉ヲ用ヒテ公衆ノ来浴ヲ目的トスル共同浴ヲ設クル者

二 宿屋営業者ニシテ鉱泉ヲ用ヒ浴場ヲ設クル者

三 鉱泉ヲ飲用浴用トシテ販売スル者

四 鉱泉副産物ヲ採取製造シテ販売スル者

五 噴気孔ヲ掘削シ蒸気ヲ噴出セシムル者

第二条 鉱泉ヲ穿掘又ハ既設鉱泉ノ穿掘孔ヲ浚<sup>しんせつ</sup>深セシ

ムル者ハ、着手前左ノ事項ヲ具シ当庁ニ出願許可ヲ

受クベシ (事項省略)

第三条 鉱泉事業ヲ為サントスル者ハ、左ノ事項ヲ具

シ本庁ニ出願許可ヲ受クベシ (事項省略)

第五条 鉱泉又ハ其ノ副産物ヲ浴用飲用トシテ販売ス

ル者ハ、其ノ容器ニ鉱泉名、販売者ノ氏名、住所、

分析成績、並ニ採酌又ハ製造シタル年月日ヲ記載シ

タル票紙ヲ貼付スベシ

第九条 鉱泉穿掘ノ許可ヲ得タル者、又ハ鉱泉事業者

ニシテ左記ノ事項ヲ生ジタル時ハ、二十日以内ニ当

庁ニ届出ツベシ (各事項は省略)

戦前にあって、かような鉱泉(温泉)取締規則が警察

命令(県令)で制定されていたのは、北は北海道から南

は鹿児島まで、三一道府県を数えた。

周知のように、第二次大戦後にこれらの取締規則は、

衛生取締法規(行政法)の性格をもつ「温泉法」に踏襲され、権力的な警察行政から民主的な保健所行政に改められた。

明治12年頃の竹瓦温泉

(安部巖編『別府写真集』より)

明治40年頃の海岸(港)

砂場風景(同上)



### 三 増加する旅館と警察の取締り

#### (1) 概況

明治十二年（一八七九）当時、宿屋と呼ばれるものは、別府五村で一四三軒（浜脇三〇、別府二一、他は石垣・朝日・御越の各温泉場）を数え、入湯客は約二万千人であつた（加藤賢成編『速見郡村誌』）。

それが同十七年になると、別府村だけで四〇軒になり、さらに二十年代に入つて「大小ノ客舎（旅館）ハ七十余戸、貸席ヲ営ム者ハ二十余戸、年中ノ浴客ハ約三万人」に達した。街の賑いも「市中ハ至ツテ繁盛、人家ハ軒ヲ比べ、宿屋ノ構造甚ダ宜シク、飲食ノ諸品総テ不足アルコトナシ」とまでになつた（加藤賢成著『豊後名勝温泉記』明治二十一年刊）。

この繁昌振りは、市街が狭隘な浜脇に比べて別府はなお海岸部に余地があり、また過半数を占める農家が次々に商家に転じていったからと考えられる。

#### (2) 旅館営業と宿屋取締規則

旅館が増え外来の浴客が多くなると、いきおい社会秩序の保持と平穩が要請される。

取締りに当たつる警察の行政指針は——「宿屋の営業たるその家屋は、宿泊人その者にとつて一夜の安住地である。従つて、これが安寧秩序と危害の防止とは、つとに取締当局の意を注ぐ所（なり）」というにあつた（『大分県警察史』昭和十八年刊）。

明治前期の旅館営業の概要（本誌創刊号Ⅱ拙稿参照）を再び記すなら——

明治五年（一八七二）「旅人宿屋うんねん云々達し」につづき、同十一年「旅人宿仮心得」が出された。その一項には

旅人宿営業の者ハ、单身ノ旅客ト雖も故障いへどナク宿泊セシメ、何人なにびとに拘ラズ懇親ニ取扱ヒ、芸娼妓ヲ勧誘シ客人ヲシテ浪費セシメザル様注意スベシ

同時に、これまで通り旅人の原籍、姓名、年齢等を帳簿に記し取調べの用に供するよう命じている。

明治二十二年七月十五日公布の「宿屋取締規則」のうち、主要な条文のみ次に掲げてみよう。

第一条 宿屋ヲ分ケテ左ノ三種トス

一 旅人宿 二 下宿屋 三 木賃宿

第二条 宿屋営業ヲ為サントスル者ハ、其ノ種類並ニ

営業ニ供スル建物、坪数、及び間取ヲ記シタル図

面ヲ添へ、所管警察署へ願出テ免許証ヲ受クベシ

第三条 旅人宿トハ旅籠屋、船宿、荷主宿ヲ云フ

第二十四条 下宿屋トハ一ヶ月賄料、座敷料等ヲ約定

シテ寄留セシムルヲ云フ

第二十九条 木賃宿営業ハ場所ニヨリ許可スベシ

ここで若干の解説を加えよう。

―木賃宿の「木賃」とは、木銭で薪代のこと。昔、旅人は自ら米を携え、炊くべき薪代を支払って宿泊していたことに由来する。宿泊料の安いのが「木賃宿」であった。ちなみに現在、旅館業法（昭和二十三年制定）では、その種類は①ホテル営業、②旅館営業、③簡易宿泊所営業、④下宿営業等に分けられている。

若い人たちが競ってホテルに泊る今日、どれだけの人

がかったの「木賃宿」のことを知っているだろうか。また年配の人たちは、かつての日本風の旅館に愛着をおぼえるものも多くなってきているという。

さて、明治末期（四十四年）、別府町（三十九年浜脇町と合併）と周辺三カ村（石垣、朝日、御越）の宿屋営業者の総数は二八六軒であった。

うち、別府町は一〇軒。その大半が木賃宿か、旅籠と木賃との兼業であった。詳しく記すなら、旅籠專業はわずか六軒、木賃が五八軒、残り四六軒は木賃兼旅籠であったと伝えられる（明治四十一年刊の加藤十次郎著『豊後温泉案内記』）。

この「案内記」によれば―旅籠屋の料金は一―七等級に分けられ、一等（三度賄付き）で三円、下って最も安い七等が五十銭であった。一方、木賃宿の方は甲・乙・丙・丁の四段階に分けられており、部屋代（木賃）の他に蒲団（二銭五厘以上十銭以下）、蚊帳（三銭以上十五銭以下）、呉座など必要な品を必要だけ借り、自炊するのが建前であった。その実情を次に見るとしよう。

(3) 菊池幽芳と「別府温泉繁昌記」

往時の生ま生ましい社会状況を傍証し、今日に伝えているのが菊池幽芳（大阪毎日新聞記者）の「別府温泉繁昌記」である（本誌第五号の資料参照）。

新聞の全国的普及で、これからは宣伝の時代とよんだ

日名子太郎町長は、

明治四十年秋、幽芳

を別府に招いた。そ

の探訪記は全国の多

くの購読者に読まれ、

泉都別府の名を高め

た。同町長の予見性

はみごとに適中した

のだが、その記事の

一部を次に掲げよう。

―温泉宿には普通

の旅籠と木賃の二通

明治30年頃の海岸の旅籠  
(安部巖編『写真集』より)



りがある。木賃というと煌り過した行燈を入口に掛けて

宿場外れの藁葺小屋を連想するかも知れぬが、別府には、

なんと大履高樓のものもある。華族や富豪の泊る宿から、

一晚に三百人が泊れるものまであるのだ。

―木賃宿には天満屋・関屋・松屋・泉屋・塩久・土佐

屋・米道・立花屋・湊屋・湊平等が重なるもので、別府浜

脇併せて百五、六十軒もあろうか。木賃は浜脇の方が完

備している。

―木賃は原則として雑居制（大部屋）だが、一間貸切

（個室）もある。料金は、部屋の善悪で決まる。また、

木賃には間貸するものと、しないものがある。例えば

八畳と六畳の二間、便所付きで一日の泊り賃が一円四十

銭。五人家族なら、一人三十銭足らず。自炊が建前、朝

晩には味噌汁と香のものが振舞われる。

―旅籠の重なるものには日名子・米屋・紅葉館・不老園・

若亀等がある。宿泊料は一日三度賄付きで特等（三円）

は別として通常は二円から一円五十銭、最も安いので五

十銭ほど。別府で泊まるには宿賃をよく決めておかない

と、あとで難儀なことになる。

—木賃宿は、宿泊により飯・座蒲団・炭・蚊帳等に差があり、甲は三十銭、乙は二十五銭、丙は二十銭、丁は十銭といった具合。副食物は自分で勝手に調理するか、仕出屋に頼むこともできる。

—それから木賃宿には必ず付くものに「湯銭」がある。一人、一日に二銭払わなくてはならぬが、これは町村税で誰でも徴収され、町の共浴場の施設費などに使われているようだ。

#### (4) 菊池幽芳記者の略歴

—明治・大正期の小説家。明治三年（一八七〇）生まれ、昭和二十二年（一九四七）没。

水戸藩士の子で本名は清。小学校教員を経て大阪毎日新聞社に入社。社会記事執筆のかたわら、主に家庭小説を書く。明治二十三年『己が罪』で一躍文名を高め、劇化されて新派悲劇の代表作となった。大正十四年（一九二五）新聞小説界を引退。

（『新潮日本人名辞典』）  
付記するなら—日名子町長に招かれて初めて別府を

訪れた幽芳は、日名子旅館に泊り込み、精力的に町内外を回って探訪記に取り組んだ。

この「別府温泉繁昌記」と題する探訪記（現代風に表現すればルポルタージュ）は翌四十一年六月から三七回にわたって連載され、全国に大きな関心を呼んだ。翌四十二年秋、一二七頁の単行本にまとめられて定価三五銭で売り出されたが、飛ぶように売れたという。当時、流川に開いていた斎藤明倫堂が、これら図書本の「豊後別府町大売りさばき所」であった。

幽芳はまた、この時取材した資料を駆使して小説「百合子」を書いた。これも好評だった、という（以上、大分合同新聞社『別府今昔』）。

明治期後半から全国で新聞の販売数が伸び、新聞小説や大衆文学が読者層に親しまれるようになり、その宣伝効果には絶大なものがあった。日名子町長の「これから「は宣伝の時代」とみた先見性は、のちに周知のごとく油屋熊八翁らの宣伝活動に受け継がれるのである。

#### 四 風俗営業と取締り

##### (1) 警察の指針と娼妓取締規則

正規営業の旅館業と違い、貸座敷と芸娼妓、飲食店と酌婦などの稼業は、警察行政の上では風俗営業（の一部）とみなされ、厳しい取締りの対象とされた。

明治当初から県警察（保安課）の行政指針は、次のような三点に据えられていた。

- ①「娼妓は、その貞操を売るを目的とするものにて、人道上はもちろん風俗の見地よりするも、正に公認すべからざるもの」であること
- ②また、貸座敷と娼妓とは「絶対不可分の関係にある」こと

③そのため「稼業の場所に至りては、厳格なる制限を必要とし、唯一貸座敷に限られる」こと

警察では、このような視点から監視と取締りに当たっていた（前掲『大分県警察史』）。

売春（当時は「淫売」と呼んでいた）の歴史は洋の東西を問わず古く、また今日、なお新しい社会問題である（例えばエイズ問題など）。

周知のように、日本では鎌倉時代に遡る、といわれる。それはさて置き、御一新を迎えた維新政府は、同五年（一八七二）太政官布告を発して「芸娼妓解放」を実施した。これはペルーの奴隷船マリア・ルーズ号事件に端を発したのだが、伝え聞いた浜脇・別府両村の遊女とその父兄等百数十人が騒いだ事件については、すでに本誌創刊号（拙稿）で触れておいた。

だがこの布告は、単に名目的なものに過ぎず、翌々七年大阪府が座貸<sup>まがし</sup>営業を許可すると、たちまち全国に「貸座敷」の名で普及した。従って「この解放は古い遊廓から貸座敷への形態の再編成に過ぎなかった」と言ってもいであろう（『国民百科辞典』）。

つぎに本県での、これら取締規則の推移を見よう。

明治十一年（一八七八）、県達しで「貸座敷規則」と「娼妓規則」が別々に定められた。しかし、前述のように両者は不可分の関係にあるとして同三十三年、内務省

では再び分離に決定したことから、本県でも再度、別々の規則に改められた。重要な条文のみ次に掲げる。

### 貸座敷規則

第一条 貸座敷営業ハ左ノ免許地ニ限ルベシ

豊後国速見郡 別府港 浜脇村市街

同 海部郡 関港（北海部郡佐賀関町）

同 同 下ノ江港（臼杵市）

第二条 新タニ貸座敷渡世ヲ為サントスル者ハ先ツ第

七条ノ賦金ヲ其ノ町村ニ納メ、保証人連印、戸長

ノ奥書調印アル願出ヲ以テ府県ニ出願シ、鑑札申

シ受クベシ

第七条 賦金ハ一ヶ月式円トス、其ノ月五日限り必ズ

上納スベシ

第八条 貸席ニ於テ娼妓ヲ寄留セシムルハ妨ゲナシト

雖モ、芸妓ヲ寄留セシムベカラズ

第九条 客ノ姓名ハ必ズ帳簿ニ留メ置クベシ、金錢遺

方不審ナルカ又ハ怪シキ者ト見認スルトキハ、本

人ノ覺ラザル様所管ノ警察署又ハ分署ニ密告スベ

シ

### 娼妓規則

第一条 娼妓ノ営業爲サントスル者ハ、総テ本籍近親

ノ内一名、其ノ寄留地ノ身元引受人連署、及び戸

長ノ奥書調印アル願書ハ戸籍書相添へ、出庁ノ上

願ヒ出ツベシ

第二条 年齢ハ十五歳未滿ノ者ハ出願スルヲ許サズ

第三条 娼妓ノ営業ハ貸席ニ限ルベシ

第四条 娼妓営業ノ免許ヲ得タル者ハ必ズ鑑札ヲ申シ

受クベシ、無鑑札営業ハ勿論、鑑札ヲ携帯セズシ

テ客室ニ侍シ、又ハ鑑札貸借売買ヲ為スベカラズ

第八条 鑑札料及ビ賦金ハ左ノ通り上納スベシ

一 鑑札料 金五錢 一 賦金一ヶ月 金一円

第十二条 何病ニ拘ラズ病ヲ発シタルトキ速カニ医員

ノ診察ヲ受クベシ、尤モ微毒疥癬ノ徵候アラバ決

シテ客ニ接スベカラズ

—我が国で遠く鎌倉時代に発するといわれる娼婦（白拍子など）公認の制度は、徳川三百年の太平の夢をむさ

ぼり、近代の明治期に入っても、なお続く。

一部の県では（例えば群馬県）公娼制度廃止に踏み切っ

たが、全国的規模にはなり得ず、救世軍の娼娼運動で有名な東雲しのぶのストライキ節が流行し、娼妓の大量逃亡で業者を慌てさせたのは明治も末期のことであった。

明治—大正—昭和（前期）と、人権意識の稀薄性と社会一般の寛容性などに支えられてきた公娼制度が終焉を迎えるのは、二〇世紀も半ば近い第二次大戦の敗戦が契機であった。占領軍の「鶴の一声」（GHQによる「公娼制廃止に関する覚書」と、のちの「売春防止法」の制定（昭和三十一年公布）で、その永い生命が漸く断たれたのであった。

## (2) 芸妓とその取締り

前項の両規則と同時に布かれた「芸妓規則」は、娼妓規則のそれと、さほど変らない。

その特徴なり相違点を次に掲げてみよう。

① 芸妓の稼業は「陪酌、糸竹（注、管弦と音楽の称）」に限られ、娼妓に紛わしい行為をしてはならない（同

## 規則第二条）。

② 芸妓で娼妓の営業を兼ねようとする者は、別に娼妓の鑑札を受けねばならない（第七条）。

③ 営業時間は毎日、日出より午後十二時までに限ること（第九条）。

④ 鑑札料は金五銭、税金は一ヶ月一円五十銭とすること（第十一条）。

当初、芸妓に対する取締りは、娼妓ほど厳しいものではなかった。芸妓の数が比較的少なく、警察の眼が行き届いていたからか、と思われる。

その数は明治十五年現在、免許地四ヶ所で合計して三四人。それが二十四年次には一九二人、さらに四十四年次には実に五六〇人にも達した。ちなみに四十四年次の娼妓は二七〇人、酌婦は二八三人であった。なお、貸座敷営業者は同じく七四戸を数えた。

以上の数字は、大正期から昭和初期にかけて、さらに増加の一途をたどるのである（「大分県統計書」）。

### (3) 料理屋・飲食店の営業と取締り

これらとは別に、明治二十年代に入って、料理屋と飲食店の営業が目立ち始めた。

これより以前、明治九年（一八七六）には「料理店旅館屋等へ召使ノ給仕女、其ノ他ノ取締方」が県により達せられている。その後、二十五年になって制定されたのが「料理屋飲食店取締規則」であった。その要点を次に掲げてみよう。

① 通行人に飲食を勧め、又は来客を宿泊せしめてはならない。また、酔って起き上れない者は警察に届け出ること（同規則第五条）。

② 来客のために芸妓でない者に歌舞音曲をさせてはならない（第六条）。

③ 雇人、酌婦に芸妓に紛わしい所業をさせてはならない（第九条）。

— 以上を見て判るように、警察の取締方針は、その免許された職分の中でのみ正業としてこれを認めるが、免許以外の、いわゆる「ヤミ営業」は断固許さないという

厳しい態度であった。

こうした世潮の結末は、風紀の紊乱と衛生面で無視できない社会問題に発展した。

県下の賑やかな街角で日夜繰り広げられる頹廃と非衛生を憂慮した県会では、明治二十三年十二月十八日付けで県会議長（山口半七）から「芸娼妓規則改正ノ建議」書が県知事宛に提出されている。

〔註〕(一) 本稿シリーズは、筆者が大分大（教育学部）在職中、郷土史の一環として講義した「政治行政史」の原稿に加筆したものです。

(二) 内容を詳細に知りたい方は『大分県史』（第一六巻 明治前期、第一七巻 同後期）の拙稿を併読して下さいよう希望します。

(三) 県下の温泉地における「温泉町の史的展開」と「温泉権の実情」（とくに別府温泉）については、大分県温泉調査研究会の機関雑誌の拙稿論文を参考にして下さい（大分県環境保全課温泉係取扱い）。